

# 新型コロナウイルスの対応が変わります

令和5年5月8日（月）以降、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが、5類に移行し、これまでの対応が変わりますのでご注意ください。

## 1 体調不良の時は（新型コロナウイルスに感染したかも?と思ったら）

- ・ **医療機関に行く前に**、症状や常備薬を確認し、薬局などで購入した「抗原検査キット」で、自分で検査をしてください。
- ・ **陽性の場合**は、外出を控え、症状が軽い場合は、自宅で療養してください。  
**重症化リスクの高いかた**（高齢者、基礎疾患を有するかた、妊婦など）や、症状が重いなど受診を希望されるかたは、かかりつけ医へ電話で連絡し、受診方法の確認をしてください。
- ・ 陰性の場合、マスクの着用や、手洗い等の感染予防対策を継続してください。

## 2 外出の制限は、個人の判断になります

- ・ **感染した場合に**、外出を控えるかどうかは、**個人の判断**になりますが、他人に感染させるリスクが高いことから、
  - ① 発症した日を0日目として5日目までは外出を控えること
  - ② 症状がなくなってから24時間は外出を控えることが推奨されています。
- ・ 「濃厚接触者」の特定は行われなくなり、法律に基づく外出自粛も求められませんが、陽性の方と同居している場合などは、接触から5日間にご自身の体調に注意してください。
- ・ 児童生徒の対応については、教育委員会から別途通知される予定です。

## 3 治療は、自己負担が生じます。（一部治療薬を除く。）

- ・ これまで無料だった新型コロナウイルスに感染した場合の検査費用、外来診療、入院にかかる費用は、原則、自己負担（保険診療）になります。
- ・ ただし、受診の際に処方された、一部の新型コロナ治療薬は、当面の間無料です。入院費は月最大2万円軽減されます。

## 4 相談窓口は、継続します。

<p>「新型コロナ健康相談センター」</p> <ul style="list-style-type: none"><li>■ 025-385-7634</li><li>■ 025-385-7541</li><li>■ 025-256-8275</li></ul> <p>※土日祝日を含む 24 時間体制</p>	<p>LINE で気軽に相談 AI 救急相談 アプリ</p>  <p>友達追加は こちらから→</p> 
<ul style="list-style-type: none"><li>■ 「救急医療電話相談」 # 7 1 1 9 (15 歳以上)</li><li>■ 「こども医療電話相談」 # 8 0 0 0 (15 歳未満)</li></ul> <p>※毎日午後 7 時から 翌朝午前 8 時まで</p>	

## 5 その他

- ・体調不良時に備え、抗原検査キット、食料品・日用品、市販の解熱鎮痛薬のあらかじめの買い置きをお勧めします。
- ・5 類移行後も、ワクチンの接種を実施します。(令和 6 年 3 月末まで自己負担なし)詳しくは「新型コロナワクチン接種のお知らせ (ピンク色の別紙)」をご覧ください。

～新型コロナウイルスはなくなったわけではありません～  
**手洗い・咳エチケット・換気・場に応じたマスク  
自身での体調管理が重要です!**

※市役所の窓口は、当面の間、マスクを着用して、対応いたします。

- ・以下の県の取り組みは 5 月 7 日で終了します。

### 【療養や医療提供体制に関すること】

- ・公費による食料品等の配送 (妙高市独自の食料支援も終了となります)
- ・パルスオキシメーターの貸与、薬剤宅配、抗原定性検査キットの配布、県からの健康観察、健康相談、フォローアップセンターへの健康相談
- ・ホテルでの療養、入院待機ステーション、療養証明書の発行、オンライン診療
- ・県による入院調整 (原則、医療機関同士による調整に変更となります)

### 【感染者数の把握や飲食店の認証に関すること】

- ・感染者数の全数把握 (県内 8 4 の指定医療機関の「1 週間の受診者数の報告」から患者数を推測)
- ・第三者認証制度を廃止 (パーティションの設置や席数の制限などの対策は求めない)